

平成19年第2回美郷町議会定例会

議事日程（第3号）

平成19年3月5日（月曜日）午前10時開会

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（22名）

1番	鈴木 一 君	2番	福田 守 君
3番	杉澤 隆 一 君	4番	熊谷 隆 一 君
5番	鈴木 良勝 君	6番	中村 利昭 君
7番	中村 美智男 君	8番	泉 美和子 君
9番	武藤 威 君	10番	戸沢 藤 一 君
11番	森元 淑雄 君	12番	熊谷 良夫 君
13番	齊藤 新一郎 君	14番	澁谷 俊二 君
15番	泉 繁夫 君	16番	吉野 久 君
17番	深沢 義 一 君	18番	高橋 正治 君
19番	戸澤 勉 君	20番	飛澤 龍右工門 君
21番	高橋 猛 君	22番	伊藤 福章 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知己 君	助 役	佐々木 敬治 君
収 入 役	坂本 昇 一 君	町長公室長	澁谷 喜 一 君
総務課長	深澤 廣 君	企画課長	小原 正彦 君
税務課長	藤原 茂夫 君	住民生活課長	鈴木 四郎 君
総合サービス課長 （六郷庁舎）	飛澤 明則 君	総合サービス課長 （千畑庁舎）	齊藤 民 一 君
総合サービス課長 （仙南庁舎）	樋場 雄 一 君	福祉保健課長	辻 一 志 君
農政課長	照井 智則 君	商工観光課長	小林 宏和 君
建設課長	照井 一夫 君	国体準備室長	澁谷 陽 嗣 君
出納室長	深澤 章 一 君	農業委員会 会 長	蒔野 賢之輔 君
農業委員会 事務局長	山内 英世 君	教育委員長	清水 猛 君
教育長	後松 順之助 君	学務課長	高橋 薫 君
社会教育課長	泉谷 隆雄 君	幼児教育課長	鈴木 隆 君

代表監査委員 久米 力 君

職務のため出席した者の職氏名

参 事 波 谷 新 一
主 査 武 田 浩 之

上 席 主 査 後 藤 貞 江

◎開議の宣告

○議長（伊藤福章君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（伊藤福章君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の順序は通告順に許可いたします。

質問者は一般質問席に登壇して発言してください。

◇ 武 藤 威 君

○議長（伊藤福章君） 9番武藤 威君の一般質問を許可いたします。9番武藤 威君、登壇願います。

（9番 武藤 威君 登壇）

○9番（武藤 威君） おはようございます。

今までは家族経営で行われてきた農業ががらっと変わって、今度ことしから始まります集落営農関係、品目横断的安定対策という名のもとで行われるわけでございますけれども、今農業・農村が危機的状況にある中、いよいよ経営所得安定対策大綱の三つの柱とした農政対策改革がスタートするわけでございますけれども、その中の一つ、品目横断の中の集落営農についてですけれども、品目横断的所得安定対策への対応として、集落営農がにわかに注目されて、また進められてきておるわけでございますけれども、私ごとを言って恐縮ですけれども、農業委員を長き、美郷町になるまで20年近くやらせていただきましたけれども、私が農業委員になりたてのあたりから農地の集積、集積という合言葉みたいな形で来たわけでございますけれども、なかなか農地

集積は進んでこなかったというのが実情でなかったのかなと思います。この農地集積のおくれがやはりこの土地利用型経営体のおくれの一番の原因になったと私は考えております。

この米政策の大綱は、米需給調整起点の米政策改革なわけでございますけれども、しかしながら、いかに米の値下げすれば一揆まで起きないけれども、いろいろな問題があるという形で、恐らくじわりじわりと米価が下げられ、大きな農家も小さい農家もやっていけないような農政にさせられてといいますが、なってきたのではないかと。

そういう中で、今度はチャンスとでもいいますが、十把一からげにしてやってしまえというような形のような形ですけれども、それで今度の集落営農が出てきたのではないかなと。

すなわち農地の集積のおくれが土地利用型経営体の育成のおくれをもたらしていると。だから、集落をまとめてやれば、それを基盤に土地利用型経営体の育成は容易に進むはずで、農業構造改革も成し遂げられるという方向でないかなと私自身勝手に解釈しておりますけれども、もちろん、このことについては私も日本共産党という党に入っている形から見れば、やはり今のそういうところから見てもこの家族経営体を守りたいという信念から見ても、また、自給率から見ても、仮に大災害とか冷夏とかでまた有事まで始まらないと思いますけれども、やはりそうなれば、最初は自分の国、自分の地域に食料をやって、ほかの国は後回しという形になると思いますので、そういう基本理念から見ても、やはり私は大きな農家も小さな農家もやりたい人、つくりたい人は、これまでのように食料を大事に守ってきた担い手だと。位置づけてやっていくのが行政の役目ではないかなとさえ思うわけでございます。

以上のことから考えると、これには賛成はできない面もありますけれども、ただ、こうなった以上、まだ本当の中身が農家に浸透していないというところもあるかもしれませんけれども、こうなった以上やっぱりこれ以上崩壊しないようにと私は考えております。

もちろん、この国の政策は当てにならないし、しかし、ここで文句言ってみたってしょうがないというところもありますし、だからと言って、この農地は荒れてしまうと。やっぱり先祖から大事に守られてきた農地をこれ以上やっていたご先祖様に申しわけないし、生活環境も悪くなると。やっぱりここは腹を据えて、集落営農はだれのためにでもなく、やはり自分たちのために行うと再認識していかなければできないかなと。やっぱりここはみんなで知恵を絞って考えていかなければできないのかなとも考えたりもするわけでございます。

やはり、こういう意識を高めることがこの政策のスタートであり、またゴールであるとも思うわけでございます。いわゆる地域に丸投げされたものをどのようにしていくかがかぎとなってくるとかと思えます。

そういう中で、これがうまくいくかいかないかでこの美郷、この行政の相当影響がよくもなるし、悪くもなるというところまで追い込まれていくのではないかなと思うわけでございます。

そこで伺いたいわけですが、組織の進みぐあいについてでございます。現段階でどのようになっているのか。これはすぐわかると思いますけれども、その辺を聞きたいと思います。

それから、その結果ですけれども、うわさで本にならないものですが、員数合わせなところもまさかないとは思いますが、数合わせとでもいいですが、そういう心配ないか、そこあたりを、やはり員数合わせのような集落営農のにわかづくりと思われるところが生まれていないかどうかと。

それから、3番目に、集落営農組織と個人担い手、4町歩以上との間で作業料金の問題等起きる心配はないかなと私も心配しております。といいますのは、例えば集落営農の場合は、そのグループ内なら例えば田耕運機する、代かきするとかいろいろな作業や30%引きだとか10%引きとかという形で行われるところも結構あるようでございますけれども、そうなった場合、1人で農業委員会の標準単価でこれまでやってきた人との差がついてきて、いろいろなトラブルも起きるのではないかなと。そこあたりをどう考えているのか。

それから、構成員、組織自体の課税は、それぞれどのようになっているのか。その見通しはと。また、消費税の関係。当初は、消費税も何だか集落営農は関係ないような話がありましたけれども、だんだんに事が進むにつれてそういう心配も起きてくるんじゃないかなと。

とにかく税金関係で一番心配なのは、農業者年金です。正直話低い声で言いますけれども、兄が会社に行って、実際はそこのお父さんというのかおじいさんの人だけがやっている形態がたくさんあります。ところが、年金をもらうために会社に行っている兄に譲り出して、請けた格好と云えばいいのか、そういう形でやって年金をいただいている方も結構います。

そういう方々が今度出している。ましてや、法人なんかであれば大変なことになりますけれども、その辺をどう考えているのか、その辺も聞きたい。それが一番心配です。

それから、今聞いているのは全部心配なことから聞いております。

それから、認定農業者4町歩、集落営農20町歩以上という要件、これもおかしいと思います。農業者が制度から排除され、一層町の農村は荒廃を招くことになるのではないかと。4町歩やって楽な農家はありますか。この根拠、何と見ておるか。仮に米価が1万円ぐらいいがったり下がったら、パンクするのはその4町歩あるいは集落営農の方々ですよ。その辺も聞いておきたいと思います。根拠です。何から出てきた根拠だと……、国の政策ですから、ただ従うでは済まないと思うんです。やっぱり根拠がわかって、農家の方々に説明しながら進めていくということも

必要になってくると思いますので、その辺。

以上のことから、経営安定対策におけるこの面積の要件、先ほどから何回も言っておりますけれども、やはり1町歩やっている人も10町歩やっている人もこれまでずっと我々の生活環境を守ってきた人たちですから、生き残るにはそれしかないと私は思いますけれども、その辺当局はどう考えているのでしょうか。

それから、集落営農に当たり、経理の一元化が条件としていますが、この実情から、作業から何から相当な作業に入らなければできない。生半可と言えいいのか、相当わかる人、わかると言えいいのか、その人たちだって相当悩んでおるようですけれども、そういうことはやっぱりそうでなくて、本当に共同化と言えいいのか、そのような進め方の集落営農になれば一番基本となると思いますけれども、そこあたり。

仮に、その人たちを置けば、やっぱり金もかかるし……。

先ほど言いましたけれども、集落営農を進めるために、認定農業者と連携もやっぱり必要になってくるのではないかと。4町歩以上はおまえ1人やればいべし、こっちは集落だなんて、そういうことでなく、やっぱり一体化を図るような形にした方がいいんじゃないかなと。その手だてをやはり行政、農政の方である程度お手伝いしながらやっていった方がいいんじゃないかなと思われるところからお聞きするものでございます。

それから、今進んでいるところでは機械買い始めました。大型機械。何ぼ何ぼ補助あるから、今のうちだということで、相当の方々が申し込んだわけでございます。

ただ、この機械も買いにでは立派ですけれども、大規模をやっていけば原価焼却というものがあまして、あっこやこっちぼっこれてきて、やがては更新の時期に来ると。そういう時期に、恐らく今米価は上がっていくとは思っている人たちはだれもいないと思います。下がった場合、先ほど言いましたけれども、大規模農家こそ厳しい条件のもとで買い直しとでもいうか、更新の時期が来るわけでございますけれども、やっぱり今から更新時にもこうこうだよというような見通しがなければ、農家の方々は見通しを立てられないのではないかなと私は思いますので、その辺を聞いておきたいと。

結論的なことから、今度最後になりますけれども、やっぱり品目横断的経営安定対策は、担い手どころか、やはり大多数の農家が締め出されて、最初の1番目のあれ聞いてみなければわかりませんけれども、何ぼぐらい今加入したからわからないけれども、今の段階では相当の農家が締め出されると。おれ何やればいい。百姓やめて何やればいい。何で食べていけばいいというような農家がかなり出てくると思います。

恐らくこの町でも打撃受けると今の段階、このままではかかると思いますので、やはりこれはある程度もうちょっと慎重に延期などを考えながらやっていく必要があるのではないかなと。もう一回ゆっくり考えながら、いいならいい、悪いなら悪い。もうちょっと改良するところがあったらこうだというような、余りにもとにかく今すぐ期限つきでいつそれまで、5月まで、4月までというような形のように進められておるようでございます。

それから、結局私の結論的なことになりますけれども、やっぱり美郷の地域の農業存続と。存続させていくというのは我々の責任だと思えます。やっぱりそうなった場合は、零細農家を含めながら、数多くの農家が営農を続けて、やっぱりこの集落を守っていくという根本原点に振り返りながら、いろいろなことを考えて、立派な、何ぼ田少なくなっても食料を守っているんだよという気持ちの中でやっていけば、本当の意味での集落営農というより農地を守る担い手の一員として、美郷の農家の人はみんなが助け合っていけるような状況になっていくのではないかなと思われま。その辺も町では何と思っているか聞きたいと。

次に、農地・水・環境保全向上対策についてでございますけれども、環境の保全、水源の涵養、自然景観の提供など、公共性を持っているので、その多面的機能をよりよく発揮できるように維持管理に努めるために、地域の共同活動を支援するという形のものでございますけれども、集落機能の活性化を広く求めていると私は思います。

いわゆる農地・水・環境保全向上対策は、農道の補修、水路の泥上げや草刈りなどの作業に加えて、集落の景観や生態系を向上させる活動を一体的に支援する制度なわけでございますけれども、ここでもおかしいわけですけれども、おかしいと思いませんか。環境の支払い制度です。おかしいものがまた出てきましたけれども、これもしかし問題ある制度だと私は思うわけでございますけれども、農家だけでなく、地域の住民が一体となって取り組むことが条件となっておりますが、やはりこの集落営農が進んでくると、手が届かなくなる。だから、環境が悪化する。だから、地域のみんなでやりなさいと。やった方がいいんじゃないかと。これも丸投げ方式でございますけれども、ところが、この集落営農が進みますと、多くの農家の労働時間が短縮してくると。余った時間、特に小さな農家は、ほかの農外労働に行く、向かっていくと思えます。環境を守ってきたこれまでとは日常の作業行動が違ってくるとも考えられます。しかし、サラリーマンの方がせっかくの日曜日にあそこの泥上げへ、草刈りへと本当に出る……。このままでは出ないと思えます。どうでしょうか。今の状況では恐らく無理だと思いますけれども、そういう中で、やはりこの制度の趣旨、理念、みんなで話し合う場を持たなければならないと思えます。

美郷町にはいつも言いますけれども、東山に浸透した多くのミネラルを含んだ清らかな水に支

えられてここまで環境が守られてきたわけでございますけれども、しかし、今ちょっと私所用で山の方も歩いておりますけれども、随分農地も荒れて、木がぼうぼうのところもたくさん出てきました。

一方では圃場整備が進んでおります。水路の3面舗装工事、水も浸透しないと。それにつかえて、生活雑排水もたれ流しというところはまだまだあります。

それから、肥料、農薬、あの田かき水だばっと入れて、だだだーとかけて、泥水だーと出してやると。相当の肥料分が海に放出されているようですけれども、生態系においてもほとんどなわけです。カジカにしるナマズにしる、ドジョウにしるフナ少なくなりました。専門にドジョウとり、ナマズとりしていく人に聞けば、今のナマズ、ドジョウ造作なくつかむによくなったと。ぬめりなくなると。ハリザッコにしても同じでございます。

こういうことは、せめて地域単位でもっと話し合う機会を持てるように、それぞれの地域から自然にこういう話が盛り上がれば、これは一番結構なことですが、やはり町が生きていく大事な要素の一つとも考えられることから、各地区で集落座談会など頻繁に開くなどして、やはり応援体制は持つ、これも持っていかなければやれないと思います。丸投げではだめだと思います。

これを取り組むに当たって、私も二、三回説明を受けたことはありますけれども、もう少しお聞きしたいことがありますので、伺うわけでございます。

ただ、環境に重視した農業生産を行うのが目的の一つと考えられることから、例えば田んぼの稲の箱育苗処理、例えば肥料も今は土の中に入れて、余り外に出さない肥料ありますし、それから、マホーデル、直前まで効くような虫のあれもありますし、なるだけ外に出さないような、そういう関係、それから、先ほども言いましたけれども、浅水の代かきとか、余り外に出さないように側条肥料とか有機栽培を目指した堆肥の散布、堆肥も今度はやりますから、そういうものとか、何かと手間暇、金もかさむわけですから、そういう関係も助成しながらやっていく必要がないかなとも思います。

それから、地域住民の参加、交流の場、高齢化や混住化の割合が地域によって差があると。今町では団地なんかこさえたりなんかして、若者から月給取りの人たちもいますし、またまるっきり農家地帯もあるし、その農家の人たちはこれからやめないといけないということもございまして、その辺の差を何としてクリアしていくのかと。そういう支援の見通しと。

それから、活動組織の経理、やっぱりだれが先になってやっていくのかという、そういうものの指導関係もやらなければならないと思います。

時間がないので早目に言いますけれども、最後ですけれども、なお、時間なくても建設課長に

は本当にこっちから手土産上げなければできないわけですけども、きのうおととい「ありがとう」と言われてきました。橋の欄干ようやくできまして、あそこは雪降ればぼこっとなって、本当に欄干につかまって待っている姿、車行くうちはじっここうなって、ようやく解決したと。長年の、あるおばちゃんが「本当にありがとうさんでした」と。おれも「町によろしく言っておきますから」と言いましたので、きょう改めて「土産どうもありがとう」と言いたいと思います。

ところで、湯竹山根座堂線、いつかもしました。けれども、これもこれも、町長3代目です。だけれども、何だか平成18年度から何かというような話もうすら聞いた覚えもございますけれども、流されたわけではないと思いますけれども、これも大変まだ交通量、何回も言いますけれども、旧千畑では角六線、山の陰は立派な道路、今は角六線を重点整備している。遠くが一番、あそこも結構あります。六郷から先を越えて。本当に危ない道路ですので、やはりこれは何年計画かに乗せて、やっぱり考えていかなければいけないところではないかなと。

それから、その重要路線の中でまた太田の方々も歩いてくださるし、本堂の方から百目木にかけて行く道路ですが、あれにやっぱり本当に道路に大抵歩道をつけなければもう危ないと。今ばあちゃんたち今何だか知らないけれども、電気の自転車、ああいうものも出てきましたし、やっぱり歩道は確保しなければ、生活道路として通学道路としていろいろ使いますので、その辺も考慮しながら考えていっていただきたい。再度お願いのような形になりますけれども、よろしくお願ひします。以上です。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。登壇願ひします。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまの武藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、品目横断的経営安定対策についての最初のご質問ですが、組織づくりの状況につきましては、本日まで集落営農組織が51組織、法人が既設のものも含めまして7法人が設立されております。

それから、2番目のご質問ですが、まず、設立に至るまでの間にこのたびの対策の趣旨などを十分に説明を重ねておりますし、また、2月23日には全集落営農組織の代表者、事務担当者等の会議を通じて、国、農協等の関係機関とともに、改めて組織運営の重要性について認識いただいているところでもありますし、各構成員へも組織役員を通じて周知されているものと承知しておりますので、ご指摘のような員数合わせのような組織はないものと考えております。

3番目のご質問ですが、集落営農組織は、農業者が協働で作業を行う団体でありまして、組織外からの作業を受託しない組織であることから、作業料金については、ご指摘のような個人と比

較した場合の問題は起きないというふうに考えております。

さらに、一つの形態として、経理一元化するわけでありますので、経営体の中での工夫があつてしかるべきものでありますので、その部分と個人経営と比較するものではないだろうというふうに認識しております。

次に、4番目のご質問ですが、組織、構成員への課税につきましては、JA中央会の情報によりますと、組織を任意組織として運営し、構成員にすべての利益を分配する場合には、組織には課税されないとのことですが、これらの判断については、最終的に国税当局が判断すべき事項でありますので、私の方から見通しの答弁はできかねますことにご理解をいただきたいと存じます。

また、消費税についても同様に、各構成員にすべての利益を分配する場合は、組織ではなく、構成員個々で計算するように、農協等で情報提供していると伺っております。

次に、5番目でございますが、現段階では組織の一員として加入を予定されている農業者が1,145戸で、個人として加入予定されている方が112戸と推定しておりまして、2005年の農林業センサスにおける町内の販売農家2,776戸を分母にいたしますと、45%余りの農家の方々が加入される見込みにあります。

また、このたびの対策は、枠をはめて、面積や戸数を限定する対策ではなくて、農家の主体性をもって対応可能な対策でありますので、主体的に組織設立あるいは参画することで、農村地域の協同意識や結束力が醸成されるように思いますし、現在の状況まで作業が進んでいる状況で、加入要件を緩和するように働きかけていくことについては、考えておりません。

また、農業者、農業関係団体からも要望等もいただいたこともないところで。

6番目のご質問ですが、集落営農組織における経理につきましては、経営である以上、組織として農業者みずから行うことが基本であると認識しております。議員ご指摘のとおり、難しいとの声も聞こえるところですので、町としては、税理士や有識者を講師に招いた研修機会を設け、組織経理を側面から支援する体制を整える予定であります。

経理一元化の要件を撤廃するように働きかけることにつきましては、このたびの対策の根幹を崩すことになるものと存じますので、考えておりません。

また、経費がかかり増しになるのではという、そういうご指摘につきましては、組織として運営する以上、経理担当者を配置することは当たり前のことであり、その経費については、各組織の考え方や工夫で対応すべきことと認識しております。

7番目のご質問ですが、議員ご指摘のとおり、地域において個人の認定農業者と集落営農組織が連携協力していくことは必要なことと考えておりますので、町としては農地・水・環境保全向

上対策に取り組む地域については、この事業の中で地域集落の農業ビジョンの話し合いを進めるよう、方針提示しておりますし、取り組み予定のない集落につきましては、その支援策として平成19年度当初予算に集落ビジョン対策事業費補助金を計上しているところです。

また、大型機械を含む農業用施設については、新規取得については県の「夢プラン応援事業」を活用いただき、町としてもかさ上げ助成をしてきておりますが、更新に係る助成については、現段階では難しいと考えております。

8番目のご質問ですが、中山間地域等直接支払交付金事業につきましては、平成13年度に傾斜が20分の1以上の急傾斜地域を対象に調査を行い、3地区において道・水路等で区分されている対象地計18.4ヘクタールで協定を結び、実施してきております。

その要件緩和についてですが、平成18年度に会計検査院から制度に対する指摘があり、実施要領に基づき対象農用地を厳正に取り扱うよう通達があったところです。

したがって、要件緩和について要望するような環境にないことにご理解をお願いいたします。

9番目のご質問ですが、取り組みがおこなわれている地域につきましては、優良経営体の事例紹介など、情報提供を図り、制度加入の促進をしておりますが、実施時期の延期につきましては、新制度開始まで1月足らずになっている現在、既に加入申請の準備が整った組織が多数あることから、実施延期の働きかけは考えておりません。

最後のご質問ですが、農村地域においては、規模の大小にかかわらず、個人の意向に沿って営農に携わることは、地域の存続にも影響を与える大切な観点と存じます。

そのためには、まずは、農業が経営的に成り立つような構造にならなければなりません。このたびの対策は、そうした構造に持っていくための施策と認識しております。言葉を重ねますが、このたびの対策は、農家の主体性によって参加可能な制度ですので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、農地・水・環境保全向上対策についてですが、町内の要望地区は39地区で、計4,280ヘクタールが完成を行っており、3月1日からヒアリングを実施しているところです。

そこで、最初のご質問ですが、この事業では2階建て部分と呼ばれている対策がありまして、現在3地区で74ヘクタールを対象とした要望が出されております。

内容は、化学肥料・農薬の大幅な低減など、環境負荷低減の取り組みを対象地区全体の8割以上で取り組む場合に支援策を講ずるもので、支援額は10アール当たり6,000円、町もその4分の1を負担し、支援するものです。

また、町独自の取り組みとしては、「美郷こだわり米元気事業」として、減農薬等の新規作付分に10アール当たり 2,000円を支援する施策も準備しているところです。

2番目、3番目のご質問についてですが、各地区には当然差異がありますが、各地区からの活動計画は、地域事情に沿った内容で提出されるものであり、画一的に調整する対策趣旨ではないものと理解しております。

したがいまして、交付金が地域の実態に即して、また、地域の意向を踏まえて効率的に活用されていくよう、関係団体と連携しながら、指導、支援に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

4番目の質問ですが、この対策における経理については、事業趣旨に沿った適正な管理が求められますが、おおむねの地区で土地改良区を初め関係団体の協力が得られる体制となっております。

次に、税金対策についてですが、組織については、営利団体とはなりませんので、課税されませんが、組織から支払われる賃金及び役員報酬については、個人の収入となりますので、申告が必要となる場合があります。

次に、最後のご質問ですが、道路改良工事についてのご質問についてですが、平成17年12月に武藤議員の方から東外川原、善知鳥坂、湯竹、山根、座堂、上内村線の早期改良についてご質問いただいておりますが、その際に答弁させていただいたとおり、湯竹、山根、座堂、上内村間の約延長2キロメートルの区間を優先していくこととして、現段階では、美郷町総合計画の後期基本計画期間内に整備したい予定ですので、ご理解をお願いいたします。

なお、それまでの間、見通しの悪い箇所については、警戒標識等を設置しまして、通行の安全確保に努めてまいりたいと存じます。

次に、本堂から百目木間の1級町道、本堂城回2号線については、現在集落内の歩道未設置区間を整備しており、平成17年度から平成18年度にかけては、延長104メートルを側溝改良によって歩道整備を推進してきている状況です。

また、集落を抜けてから百目木までの区間については、平成19年度から工事が始まる本堂城回地区の基盤整備事業の中で取り組むことで、県と地元土地改良区と調整しております。

先ほど最初の質問の中で、議員のご質問に対する答弁が一部漏れましたが、構成員、組織自体の課税がそれぞれどのようになっているか。また、消費税との関係の中で、年金についてのご指摘がありましたが、年金につきましては、制度に沿った趣旨で取り組みを行っていただければ問題ないものと認識しておりますので、年金受給者の方々にとりましては、受給に至る経緯並びに受給し

ている状況について、制度に沿った取り組みをしていただくようお願い申し上げたいと思います。以上で答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君） 9番武藤 威君、再質問ありますか。許可します。

○9番（武藤 威君） 時間がなくなっていましたけれども、何とか1分ください。

二つだけ。その一つは、集落営農は、集落営農でやるから、個人とは関係ないと言いましたけれども、私が言うのは、例えば1集落に集落営農ができて、個人担い手が、個人で4町歩以上の人がおれ1人でやりますよとやりますけれども、その作業料金が違ってくれば、片方は農業委員会のあれでずっと来たわけですけれども、片方は集落営農だけでやりますよとやる。それはそれだって言いますけれども、そうなれば、個人でそうやっている人がだんだんにやってもらっている人もやっぱり安い方がいいというので、集落営農の方に行くような形になるような現象が起きるのではないかなという心配から聞いたわけです。

それからあともう一つは、税金関係ですけれども、税務署というか、そっちの方でやるものだから、見通しはきかないと言いますけれども、それが一番我々怖いわけで、わからないといわれればわからないけれども、本当はそれがわかりたいわけで、あとわかり次第みんなに教えていただきたいと。そのことを要望しておきます。一つだけお願いします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 2点についての再質問でしたが、まず、1点目の集落営農組織と個人の作業受託料金の話ですが、集落営農が作業受託という料金についての考え方については、一つの経営体として経理をするものであり、作業受託、受委託関係ではないということにご理解をいただきたいと思います。したがって、先ほどの答弁で説明したとおりです。

それから、二つ目については、これも先ほどの答弁で言いましたが、国税当局が判断することについてでありますので、私の立場ではその見通しは申し上げられないというふうに申しましたが、国税当局の方で判断した内容が我々美郷町に伝わった段階では、できるだけ早期に伝えるように努力いたしますので、ご理解ください。（「どうもありがとうございました」の声あり）

○議長（伊藤福章君） これで9番武藤 威君の一般質問を終わります。

◇ 吉 野 久 君

○議長（伊藤福章君） 次に、16番吉野 久君の一般質問を許可いたします。吉野 久君、登壇願います。

（16番 吉野 久君 登壇）

○16番（吉野 久君） おはようございます。

私は、今定例会で三つの項目について一般質問し、町長の見解をお伺いいたします。

まず初めに、町長が定例会招集あいさつの中でも触れていたサテライト六郷の今後についてお伺いいたします。

2月19日行われた議会全員協議会で、サテライト六郷の幹事施行者「東京都市収益事業組合」の競輪事業撤退と、新たな幹事施行者として立川競輪へ折衝中との報告がありました。

サテライト六郷は、第三セクター六郷開発株式会社が管理運営する場外車券場で、平成8年8月14日オープンしています。この施設開設で競輪を開催する施行者が地元対策費として交付した環境整備費負担金は、平成17年度までの累計で3億3,480万円ほど、ピーク時の平成9年度からは、漸減していますが、自己財源が乏しい地方自治体にとっては貴重な収入となりました。

また、六郷開発は、町が資本金1億円の55%を出資していますが、設立以来歳入面では最も町財政に貢献する第三セクターです。

平成17年度は、165万円の配当金、600万円の固定資産税、446万円のふれあい広場使用料などを町に収納しています。

そして、この施設には現在競輪施行者が雇用して券売に従事するパート従業員31名と、六郷開発が雇用する正社員5名、パート従業員18名が就労し、地域雇用の面でも大きな役割を果たしています。

本来新たに求める幹事施行者との折衝は、六郷開発が当たることでしょう。しかし、この会社が町長が代表取締役会長として就任する第三セクターであり、これまで町財政や雇用面に貢献した大きな役割を勘案すれば、町として全力で対処すべき事態と考え、質問いたします。

新たな幹事施行者は、ビッグレースがたびたび行われ、全国で最も集客する報告にあった立川競輪が最も望ましいと私も考えます。その折衝状況と今後の見通しをお伺いいたします。

また、昨年11月来六郷開発は、これまでレース開催時、常に使用していたふれあい広場の利用を土日と、重賞レースのみに切りかえました。しかし、六郷開発の使用頻度が減少する分、約1万平方メートルのこのふれあい広場を町として有効活用するよい機会と考えます。

今後のふれあい広場の有効活用についてどうお考えなのかをお伺いいたします。

最後に、解雇される券売にかかわるパート従業員の処遇責任は、東京都市収益事業組合にあり

ますが、町として全力で保障交渉すべきと考えます。今後の町の対応をお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

サテライト六郷につきましては、行政報告で触れたとおりですが、そこに至るまでの経緯を若干ご説明いたします。

まず、1月5日、収益事業組合から六郷開発株式会社に対し、平成19年度からのサテライト六郷の運営経費を大幅に見直ししなければならない旨の連絡があり、六郷開発では具体的な対応策を検討しておりましたが、1月23日、再度六郷開発に連絡があり、サテライト六郷を含むすべての競輪事業から撤退するということが決定したこと、さらに、2月中旬に美郷町と六郷開発を訪問し、そのことを正式に伝えたい旨の唐突な報告があったと伺っております。

六郷開発並びに町としましては、この段階で早期に状況把握したいこと、さらには、今後の見通しを探りたいなどのため、2月上旬に上京し、説明を受けたい旨を収益事業組合にお願いしましたが、今後について何も決定している事項がなく、訪問されても事態が好転する要素がないことを告げられ、その時点では訪問を断られております。

そうした経緯があって、2月14日の収益事業組合からの正式報告となったわけですが、会社としても町としても、今後について早期に見通しを持ちたいため、収益事業組合に対して調整の見通しを持てるようになった段階で連絡が欲しい旨依頼しておりましたが、なかなか連絡が来ず、そのため、六郷開発では2月28日の別途の会議での状況を利用し、状況把握のため、開設当初からつながりのある市を訪問するなど、情報収集に努めているところです。

また、町には2月27日の夕刻に収益事業組合から3月8日に立川競輪場においてサテライト六郷運営協議会臨時会を開催したい旨連絡が入り、私も町の代表として出席するよう、万障繰り合わせて日程を調整したところですので、その席上今後の見通しについての情報収集並びに各般の活動に努めてまいり所存です。

いずれにしましても、3月に入り、時期的にも非常に切迫していることから、何とか年度内に引き受けてくださる幹事施行者が決定するように、最善の努力を重ねてまいりたいと存じますし、また、その内容いかんによっては議会とも協議を行いながら進めていきたいと考えております。

次に、ふれあいの里についてですが、町民の憩いと語らいの場として、また、観光客等への駐車場提供する目的で、平成9年に清水とふれあいの里整備事業として整備、設置しておりますが、現在の利用状況は、サテライト六郷営業時の駐車場利用が大勢を占めているところです。

こうしたサテライト六郷営業時の利用は別としまして、今後の利活用については、美郷町中央地区に位置することや国道13号の至近距離にある立地を踏まえ、商業振興や観光振興にかかわるイベントなどを交流促進の観点での有効活用について関係機関とも連携しながら、検討してまいりたいと存じます。

次に、解雇される方々についてですが、サテライト六郷の車券販売等を行っている従業員31名に対しては、2月13日、雇用している東京都市収益事業組合から解雇通告が行われていると伺っておりますが、この従業員の再雇用については、引き受けてくださる幹事施行者が決まった段階で、できる限り雇用が確保されるように町としても働きかけを行ってまいりたいと考えております。

また、このたびの解雇に当たっては、雇用対策法に基づく再就職援助計画を事業主である東京都市収益事業組合が作成することが必要とのことで、現在収益事業組合とハローワーク三鷹及びハローワーク大曲が連携を図って策定作業に入っている旨の情報もあるところですので、町としても可能な限り協力してまいりたいと存じます。以上です。（「再質問お願いします」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 再質問許可します。

○16番（吉野 久君） 1点だけ再質問いたします。

ふれあいの里、ふれあい広場についてですけれども、町長の答弁にあるように、非常にあそこの立地は価値のある場所ではないかなと考えております。

現在サテライト六郷の隣にあることで、町としてもサテライトとしてもお互いに相乗効果のあるような有効利用方法が一番適切かなとは思いますが、ただ、今現状を見ますと、ほとんど土日でも使われておりません。町長おっしゃるように、商工業振興や、またいろいろな町民があそこを使えるような、そういう考え方もございます。あそこの土地は、たしか補助金をもらわないで造成していたような気がいたしますけれども、売却等ということも視野の中には入るんじゃないかなと考えております。

いろいろな形であそこを有効活用していただきたいなとは思いますが、今言った点お願いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 当該公園につきましては、補助金ではなかったんですが、起債事業で対応しておりますので、その起債償還の関係もあり、現段階では売却は考えておりませんが、いずれ設置目的をより最大限発揮できるような活用法等について、先ほど答弁で申しましたとおり、検

討してまいりたいと存じます。

○議長（伊藤福章君） 16番吉野 久君。

○16番（吉野 久君） 二つ目の質問に入ります。

一般質問の二つ目としては、公共下水道の加入率向上について質問いたします。

この質問は、前定例会の一般質問で議論した加入率向上策について、私が提案するものです。

前回は主張しましたが、公共下水道事業の役割は、快適な生活を支える社会資本整備としてだけでなく、町民憲章が掲げる自然環境へ配慮したまちづくりに不可欠と考えております。

しかし、現実には町長が指摘するように、加入率が低く、また、毎年度の一般会計繰入金など、町財政を圧迫する一因であることも事実です。

切迫した町財政や事業費用対効果を勘案すれば、公共下水道の加入率向上こそ取り組むべき喫緊の課題と考え、次の三つの提案をいたします。

その一つ目は、美郷町水洗便所改造資金融資あっせん要綱の改正です。

敷設後3年以内の期限撤廃と会社や新築への対象拡大、2名の連帯保証人の見直しと80万円の限度枠拡大を検討してはいかがでしょうか。

加入率の向上には、せっかく整備している要綱の条件緩和とPRこそ必要と考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

この提案の二つ目は、町民へのさらなる働きかけです。

現在行われている町広報での上下水道コーナーでの啓蒙努力は評価いたします。

さらに、建設課の職員体制の増員とチラシの配布や座談会でのPR、戸別訪問などを実施してはいかがでしょうか。

町民の理解と協力に必要なことは、職員みずからが出向くこと、そして、事ある機会ごとに町の内情と姿勢を示すことが肝要と考えます。

提案の最後は、地下水保全と関連した町民への啓蒙です。

その中の一つ目、地下水保全条例の検討につきましては、所信表明にあるとおりのご回答をいただきました。

16年前、私が議員として最初に行った一般質問がこの地下水保全条例の制定についてであったことを思い起こし、感慨深いものがあります。町長の英断を評価いたします。

さて、二つ目として、地下水を公水ととらえ、地下水利用組合の検討をしてはいかがでしょうか。町民が地下水が無限であり、ただである意識を捨てなければ、将来大切な宝物を失う結果につながる場合もあります。

地下水の保全意識とあわせて、下水道の加入率を向上させることは、将来の美郷町民に誇れるまちづくりと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

公共下水道の加入については、これまで広報等を通じてPRに努め、徐々に加入者が増加してきているところです。

しかし、まだ加入率は低く、一層の加入者確保に向けてなお一層の取り組み展開が必要と認識しており、その一環として、議員からご提案もありました美郷町水洗便所改造資金融資あっせん要綱についても改正を検討しているところです。

内容的には、議員ご指摘の3年以内の期限を緩和するとともに、新築家屋等への対象拡大を図るほか、予算との調整を踏まえて、融資枠の再検討及び金融機関の意向を尊重した連帯保証人数について協議をしまいたいと存じます。

また、町民への一層の働きかけについては、これまでも広報を通じて意識啓発に努めているとともに、町内の小学校児童からも各施設を見学してもらっているほか、美郷フェスタ等を通じたPRなど、あらゆる機会を通じて働きかけに努めておりますが、こうした取り組みを継続するとともに、今後の要綱改正を踏まえての制度周知の際にPRの手法も検討しながら、加入促進に努めてまいりたいと存じます。

なお、職員の増員につきましては、現在の職員が漸減している中では増員は難しいものと認識しております。

続いて、地下水保全と関連した町民への啓蒙ですが、先日の施政方針の中で水環境保全への理解と協力を促す啓発条例の年度内制定を目指す旨を述べさせていただきましたが、この条例制定に当たっては、地下水環境及び地表水環境ともに包含した水環境の概念で検討したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、地下水が私水か公水かの議論については、かねてより国レベルでも議論があり、国の統一見解も承知しておりませんが、他自治体での取り組みも参考としながら、美郷町としてどう考えるかを関係法令等の関連などを十分に把握しながら、条例検討の際にあわせて議論してまいりたいと存じます。

したがって、地下水利用組合の検討についてもそうした前提を十分に議論した後の検討になるものと存じますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（伊藤福章君） 吉野 久君。

○16番（吉野 久君） ただいまの質問につきましては、町長、六郷湧水群に観光客が訪れます。夏場なんですけれども、非常にどぶ臭いようなときもございます。やはり、名水百選に選ばれております六郷湧水群としては、ぜひただいまの答弁のような努力を重ねて、町民のご理解をいただきながら、加入率の向上に向けてもらいたいと思います。

次の質問に入ります。

私の一般質問の最後に、合併美郷町の一体感形成に向けた交声曲づくりについて質問いたします。

今年度プレ国体として位置づけられた第41回都道府県対抗自転車競技大会とバドミントン2006 2部 秋田大会の開会式に参列し、若干物足りなさを感じました。

秋田わか杉国体の県のセレモニーや個々の市町村セレモニーがどういうものになるのか、定かではありませんが、美郷町ならではのホスピタリティーの発揮と2000年ワールドゲームズ秋田大会の全体開会式で行われた「秋田県民歌」斉唱のようなご当地ならではの演出を望みます。

例えば、時間的に可能なら、旧3町村の歴史・文化や風土を題材とし、美郷町の未来を最終楽章とした4部構成の構成曲を創曲し、美郷町での開会式典で披露してはいかがでしょうか。

大仙市立仙北中学校では平成9年に創立40周年を記念して交声曲「この大地より」を創曲し、毎年地域住民を交えたコンサートを行っております。その会場では、壮大なスケールの構成曲が地域住民と仙北中生との一体感を形成する大きな役割を果たしております。

私は、この交声曲づくりが実現し、各地域の学校や合唱サークルで歌い継がれるなら、また、美郷町民が一堂に会してそれを楽しむコンサートが毎年開かれるなら、たとえ国体の開会式典に間に合わなくても、美郷町の一体感の形成に寄与すると考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、第62回国民体育大会の運営についてですが、日本体育協会では会場市町村における競技会の競技別開始式は、原則として行わないこととする方針が示されております。

また、表彰式においても秋田県表彰式基準要綱では、「所要時間は、参加選手のコンディションに配慮したものとし、演技、演奏等のアトラクションは実施しない」としております。

そのため、開始式での独自のアトラクションについては、仮に実施できるものとしても、極め

て限られた内容になるものと思われませんが、美郷町では制約の多い中でもできる範囲で美郷町らしさを演出したいと考えており、現段階では、町民歌を活用した取り組みについて競技団体と話し合いを続けております。

ご提案の交声曲の創曲についてですが、現在のところは、既に制定した町民歌やイメージソングをいかに町民に浸透させるかが大切な時期であり、現段階では新たに制作する考えを持っておりませんが、今後の町の一体感醸成の状況を見てからの検討事項であろうというふうに認識しております。

また、美郷町の一体感醸成につきましては、国体の開催そのものが醸成につながるよう、町民総参加を推進してまいりたいと考えますし、その他の各般の取り組みを通じて促進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。以上です。（「終わります」の声あり）

○議長（伊藤福章君） これで16番吉野 久君の一般質問を終わります。

これにて10分間休憩します。

（午前11時03分）

○議長（伊藤福章君） 会議を再開します。

（午前11時13分）

◇ 森 元 淑 雄 君

○議長（伊藤福章君） 11番森元淑雄君の一般質問を許可いたします。11番森元淑雄君、登壇願います。

（11番 森元淑雄君 登壇）

○11番（森元淑雄君） 私は、広く町民の声を反映するため、一般質問をいたします。

初めに、本堂地区経営体育成基盤整備事業についてであります。面工事の年次計画が決まったと聞いております。平成19年度は、62.9ヘクタールとなっております。この区画の中に百目木地区の道路整備の拡幅要請が本堂自治会より出されていると聞いております。

この道路は、本堂地区の中心地区を走る基幹道路であります。区画整理とあわせて、この道路の整備計画があるとするれば、その幅員と構造はどのようになっておるのかお伺いいたします。

また、本堂地区は、県指定絶滅危惧レッドデータブック1Aに指定されているイバラトミオ雄物型が多く生息している地区であり、さらに、本堂城跡正門跡前にはハクチョウも多く飛来し、地域住民も保全に強い関心を持っております。

このトミオやハクチョウなどの生態系にかかわる保全対策を含む環境アセスメントと基盤整備との関連について、どのようにとらえて、展開していくのかをお伺いいたします。

次に、「こんにちは赤ちゃん事業」についてであります。

町内の各家庭における育児不安やストレスによる幼児虐待の防止対策として、4カ月までの乳児がいるすべての家庭に対し、専門的知識を有したスタッフを派遣しながら、育児に関するアドバイスなどを行う本事業が平成19年度よりスタートしますが、町ではどのような取り組みを検討しておるのかお伺いをいたします。

三つ目ですが、消防団の今後のあり方についてであります。

ご存じのとおり、町の消防団は、その施設及び人員を活用して地域住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水・火災または地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による危害を軽減することを任務とする町の重要な機関であります。

しかしながら、昨今各団の現状は、若い団員の加入に乏しく、高齢化が進んでおるのが実態です。加えて、ほとんどの団員は、生活維持のため、それぞれの職業についているばかりでなく、町外での就労者も多数おります。

つまり、本町で災害が発生した場合でも、確実に急行できるかどうかも定かではなく、ともすれば、災害発生の実態さえも確認できないでいる場合も考えられます。

このような現状と町の将来を見据えますと、消防団の分団及び各班のありようについて、再編する必要があると思っておりますが、町としての考えをお伺いいたします。

最後に、今見直しが検討されている「ゆとり教育」についてであります。

ゆとり教育とは、詰め込み教育に対する改善策として提案され、学ぶ力や考える力、さらには生きる力など、文化や芸術等を含めた人間力の向上を目指した教育であり、重要なことと認識しております。

しかし、現状では、ゆとりがともするとたるみになってはいないでしょうか。国際学力検査によりますと、日本の子供の学力低下が懸念されるような数値が出ているように聞きます。

本来ゆとりというのは、授業時間や学習内容の削減によって機械的に生まれるものではなく、

学習内容を十分理解することにより、自信が出て、学ぶ意欲がわき、そして、そこにゆとりとして生まれてくるものではないでしょうか。

本町は、このゆとり教育についてどのように総括評価をしているのか。また、教育委員会としては、制度の是非と児童・生徒の学力低下防止に対してどのような方策を持っているのか、次の点に関して伺いたいと思います。

- ①制度によって本当に「ゆとり」が生まれたのか。
- ②家庭や地域での制度に対する認識はどの程度と把握しているのか。
- ③学校現場では、現状打破のためにどのような対策を講じているのか。
- ④勉強離れや学力低下に対する委員会としての具体策は。

以上であります。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、本堂地区における基盤整備事業についてですが、まず、百目木地区の道路拡幅については、本堂から百目木間の1級町道本堂城回2号線については、現在集落内の歩道未設置区間を整備しており、平成17年度から平成18年度にかけては、延長104メートルを側溝改良によって歩道整備を推進してきている状況です。

また、集落を抜けて百目木までの区間については、議員ご指摘のとおり、昨年12月に本堂城回自治会長ほか、本堂城回地区基盤整備事業推進協議会長、美郷町千畑土地改良区理事長の連名でこの町道拡幅の要望書が提出されております。

町では、それまでの基盤整備事業の計画状況を確認するとともに、町への要望に至る経緯等を確認しましたが、その結果、要望趣旨を具体化する取り組みについては、平成19年度から工事が始まる本堂城回地区の基盤整備事業の中で取り組んでいただくことで、県と地元土地改良区と調整している状況ですので、幅員及び構造についても県が事業主体として、今後調整していくことと存じます。

また、基盤整備事業と環境保全についてですが、さきを実施しました土崎小荒川地区の基盤整備事業と同様の考え方で臨むことを県及び地元土地改良区から確認しておりますので、その中で適切に貴重な動植物に対する対応をしていただけるものと理解しております。

さらに、来年度から実施される農地・水・環境保全向上対策においても水質保全、環境学習の実施、良好な農村環境の形成などを町独自の方針として提示し、環境に配慮した取り組みを推進

していただくこととしており、本堂地区の基盤整備地区もその対象となっておりますので、あわせてご理解をお願いいたします。

次に、「こんにちは赤ちゃん事業」についてですが、「こんにちは赤ちゃん事業」は、来年度国が実施を予定している市町村に対する補助事業です。具体的には、乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境を図ることを目的として、市町村内の生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問スタッフが訪問し、さまざまな不安や悩みを聞きながら、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけるための事業です。

美郷町においては、これまで町の保健師がすべての乳児に対して生後4カ月までに新生児訪問、もしくは乳幼児訪問を実施し、保健指導とあわせて上記の内容も実施してきているところであり、この活動がまさに「こんにちは赤ちゃん事業」に当たるものと認識しております。

平成19年度においては、引き続きこの活動を継続していくとともに、国から詳細が示された際には、「こんにちは赤ちゃん事業」としての申請を行っていく予定です。

最後に、今後の消防団のあり方についてですが、議員ご承知のとおり、消防団については、新たに外部からの武力攻撃や大規模なテロ等に対しても、その責務が明確化されたところであり、より機動力にすぐれた体制確立が求められております。

そのため、町としては、対応機能の充実に向けて、未整備地区におけるコミュニティ防災センターの整備を年次的に進めるとともに、新たな責務への対応も視野に入れ、消防団体制の再検討が必要と考えているところです。

現在のところ、消防団については、各地区ごとに分団内班体制に差異がありますが、まずは、その差異を解消し、また、議員ご指摘のような団員の就業状況等もかんがみて、緊急時の班内対応人員について、確保しやすい体制を目指すとともに、機動体制の統一化を目指してまいりたいと考えており、今後各分団内の状況等を踏まえながら調整を行い、できるだけ早期に、まずは班体制の再編を具体化してまいりたいと考えております。以上です。

・議長（伊藤福章君） 教育長、登壇願います。

（教育長 後松順之助君 登壇）

○教育長（後松順之助君） ゆとり教育についてであります。議員ご指摘のとおり、平成19年1月24日、教育再生会議の第1次報告において、既にゆとり教育の見直しがなされております。

今後の方針継続推進につきましては、その方向性から目が離せないところが現状であります。ここでは、現在町が取り組んでいる現状についてお答えを申し上げたいと思います。

さて、ゆとり教育についてであります。学校における教育過程につきましては、学校法施行規則で定めるほか、文部科学大臣が定める学習指導要領によるものであります。この小・中学校学習指導要領の全面改訂が先ごろなされ、それ以降ゆとり教育がその今般の中心を占めているのはご存じのとおりであります。

議員のご質問にもありましたように、この学習指導要領に示されているねらいは、各学校がゆとりの中で特色ある教育を展開し、児童・生徒に学習指導要領に示す基礎的・基本的な内容を確実に身につけさせることはもとより、従前の教師から一律に与えられる課題から一歩進んで、みずから課題を見つけ、みずから学び、みずから考え、主体的に判断し、問題を解決する力などの生きる力を育成することを基本的なねらいとしたものであります。

当町におきましても、各学校が創意工夫を生かして、これまでの教科を枠を超えた農業体験、ボランティア体験に代表される体験的な学習と子供たちが各教科等で得た個々の知識を結びつけることにより、知識の定着を図ろうとする総合的な学習の力の活性化に努めたり、子供たち個々の習熟度に応じた個別指導やグループ別指導、チーム・ティーチングなど、きめの細かな指導体制を整え、実践しているところであります。

ゆとり教育につきましては、学習指導要領の中で学習内容を減らした分、子供たちがみずから意欲的に調べたり、応用したりする力をつけさせる授業を盛んにしようという趣旨であり、また、地域や家庭と連携しながら、自然体験や社会体験を実践し、将来の行き方を考える学習を積極的に行おうとする趣旨と理解しております。学習の幅、内容の広がりという意味においてゆとりが生まれたものと認識しており、この面では家庭、地域での理解も得られているものと思っております。

また、議員ご指摘の学力についてであります。さまざまな学力には解釈がありますが、学習指導要領の目標と内容の達成度合いというとらえ方で考えた場合、県教育庁義務教育課で実施している学習状況調査の結果から考察しますと、本町の小・中学生は、全県平均を上回っている現状であり、そういう面での学力は何ら劣っていないものと確信いたしているところであります。

教育委員会としましては、学年ごとに基礎・基本の定着状況を把握するための標準学力検査などを実施し、検査結果を客観的にとらえ、各保護者にも伝えながら、計画的・継続的な指導を学校と家庭が連携し、実施するとともに、学習の機会均等を図るために、学習障害や軽度知的障害などの支援を要する児童・生徒への個別学習や学校生活の指導のための非常勤職員を各学校に配置しているところであります。

学力向上の問題は、究極的には一人一人の児童・生徒の状況で判断することが大切ですので、正確な実態把握に努めるとともに、さらなる向上を目指して学校現場の活動を支援し、教育関係

者の指導力の充実を図ってまいりたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 11番森元淑雄君の再質問を許可します。

○11番（森元淑雄君） 二つほど再質問をいたしたいと思います。

まず最初に、園場整備についてであります。この補助率は国50%、県30%、市町村及び地元で20%となっております。これは、変わらず継承していくものかどうかお伺いいたします。

最後のゆとり教育についてであります。教育の問題は、大変に難しいものと思っておりますが、生きる力、自分で学ぶ力を子供たちが本当に身につけるためには、今以上に教師の力量を高め、かつ十分な準備の時間を与えることが大事だと思っております。それはつまり、学校の最も重要な役割である授業に教師が十分な時間とエネルギーを注ぐことができるよう、公務分掌の思い切った簡素化を含む大胆な学校改革に着手すべきと考えておるところであります。それについては、どのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 初めの園場整備に関する再質問についてお答えいたします。

園場整備の補助率につきましては、国、県の補助率については、私が答弁する立場にありませんので、答弁をご容赦願いますが、町のかさ上げ分につきましては、かつて一般質問で同様の質問をされましたが、合併時点において園場整備の計画が検討されている地区については、従前の旧町村が検討してきた補助率を継承するということを申し上げております。

また、合併後新たに計画が立ち上がり、その計画に対する補助率については、財政状況をかんがみながら、その時点で補助率について検討させてもらうということを答弁しております。その方向であります。以上です。

○議長（伊藤福章君） 教育長。

○教育長（後松順之助君） 今ご質問の生きる力、みずから学ぶ力の育成のための教職員の研修ということは、いかにも至極そのとおりだと存じているところであります。

そのための施策として、例えば秋田県では県の教育方針として、大きく掲げてありますのが、教職員の資質の向上であります。そのために5年研、初年者研修、10年研という期間を区切った研修制度の導入もありますし、本町でもそれに該当する教師がおりますので、町としても全面協力をしてまいりたいと思います。

なお、大曲、仙北都市では、10年前から子供の前に教師を返そうという運動がなされておまして、これにつきましては、さまざまな校内における研修会あるいは研究会をなるべく自粛しながら、効果のある研究会を多く設けるようなつもりであります。

そのことについても本町でもやはり効果的な研修会だけに精選しながら、先生方の研修の場を多いに提供していきたいと思っ

○議長（伊藤福章君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

これで11番森元淑雄君の一般質問を終わります。

◇ 熊 谷 隆 一 君

○議長（伊藤福章君） 次に、4番熊谷隆一君の一般質問を許可いたします。登壇願います。

（4番 熊谷隆一君 登壇）

○4番（熊谷隆一君） 最初に、町の産業振興についてお伺いいたします。

美郷町が誕生して2年4カ月になりました。激動する社会情勢の中であって、町長は、まちづくりの基本を町民融和と地域バランスの配慮においた町政運営に努められ、施政方針の中で「美郷意識の定着」という言葉であらわしているように、短い時間ながら、町民の一体感が醸成されてきていると感じているのは、私ばかりではないと思います。

そうした中、人口減少や商店街の活性化、農業の振興など、町の課題克服のためにさまざまな取り組みが議論され、総合計画に基づき、施策が実行されてきております。

課題解決の基本は、経済が豊かになることだということは、だれしも認識していることではあります

ますが、現実的にはなかなか困難であると感じざるを得ません。

格差社会という言葉が現実味を帯びていますし、三位一体改革による地方交付税の減額は、直接町の経済に影響を与えていると思います。

基幹産業である農業は、米作中心であり、米価下落の影響を強く受けております。

また、これまで兼業農家の就労の場として経済的にも大きな位置を占めていた建設業も公共事業の減少で大変厳しい状況にあります。

こうした現実を踏まえ、町の産業振興について大胆な展望を描く必要があるのではないのでしょうか。

基幹産業である農業の振興はもちろんですが、それと現在頑張って操業している町内各企業への支援も大事であります

最近秋田県内でも自動車産業や航空機関連産業、その他の製造業の誘致企業等が話題になっております。

大仙市と横手市の中間にあるという地理的条件や景気変動等のリスクなどなど、検討課題は多いと思われませんが、産業構造を見直し、産業振興を図り、町の経済が豊かになるために、積極的な取り組みが必要と考えますが、お考えを伺います。

次に、河川の管理について伺います。

町では湧水や地下水などを生活や観光、農業、酒づくりなど産業の大切な資源と位置づけ、水環境の保全のために各種の施策を展開しております。

また、町内には水系ごとに名称がつけられてはおりますが、1級河川13路線を中心として、多数の川が流れております。

その中の丸子川では、毎年11月ごろ土崎地区にあります下川原橋付近にたくさんのサケが遡上し、産卵をする姿を見ることができるようになりました。これは、水質が改善されているあらわれだと思っております。

ところで、河川の管理については、農家が病害虫防除や景観維持のために個別に行ったり、各自治会組織が中心となっている河川愛護会が補助金を活用しながら、堤防の草刈りなどを行っております。

また、ことしから始まる農地・水・環境保全向上対策に取り組む地域では、その活動実施により、よりよい管理がされるものと思います。

堤防の管理については、それでよしとしても、川床の管理はどうしていくのか。例えば、丸子川水系の真昼川や赤倉川など、河床に大量の土砂が堆積し、木が生え、一見林と区別がつかなくなっている川があります。その他の河川においても、土砂が堆積し、草が生い茂っているところもあります。

防災の面や景観維持の観点から、河川本来の目的を果たすことができるのか。大雨のときなど、心配されるところであります。

これまでも地区住民からの要望はあったと思いますし、町としても管理者である県に要望はしていると思いますが、早急な調査と対策が必要と考え、取り組みについてお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、産業振興についてですが、企業誘致に係る取り組みについては、これまで県企業誘致

推進協議会での首都圏等での活動に参画するとともに、友好都市提携を結んでいる大田区の大田工業連合会と町内企業との受発注機会模索のための意見交換会の開催など、町としてできる範囲で推進をしているところです。

また、町内においては、企業ガイドなどを作成するとともに、15企業の賛同のもと、美郷町企業連携協議会を昨年11月に設立し、企業間交流や研修など、町内企業の活動支援を行っているところですが、一部の企業においては、電気部品製造から自動車関連部品製造へと事業拡大を図り、ここ数年内に新規雇用を見込んでいる企業や輸送用機械機具、工作用機械製造においては、事業拡大による工場増設に着手するなど、新規雇用の増加が見込まれるとの話をいただいているところです。

今後とも、こうした取り組みを重ねることで、県外企業の誘致及び町内企業の活動拡大を期してまいります。議員ご提案の自動車産業や航空機関連産業の誘致については、ご指摘のとおり、県において積極的にそれら分野の企業誘致をしようとする動きがあることから、町単独というよりは、県の取り組みに参画し、美郷町あるいは町から通勤可能な近隣市に誘致されるように働きかけ、新たな雇用の場の確保に努めることが現実的と存じますので、そうした考え方で臨んでまいります。

いずれにしても、まずは、既存企業が地域内において雇用を継続拡大していただくことを一義としながら、町の自然環境を考慮しながらの新たな企業誘致にも鋭意努力を重ね、さらに大きな企業誘致には、県や近隣市と連携した取り組みで新規雇用を生んでいくように努めてまいりたいと存じます。

次に、河川の管理についてですが、町内を流れる1級河川については、議員もご存じのことと存じますが、県が管理を担当しており、河床管理についても県が行っております。

そのため、しゅんせつや伐木については、町内の河川愛護会等からの報告や現地調査を踏まえて、県に要望し、順次対応していただいている状況です。

具体的には、平成17年度には丸子川の妻ノ神地内で根固め、洲さらい、出川の釜蓋地内では伐木を実施していただいているほか、平成18年度では真昼川の川原地内で護岸工、善知鳥側の牡丹川原地内で床固め、河道整正を実施していただいております。

しかし、除去した堆積物の処理等に費用がかかり、堆積物除去作業の実施が要望から実施に至るまで時間を要するようになってきている状況です。

いずれ、こうした経緯で管理主体である県に対応していただいておりますので、必要箇所については、引き続き要望してまいりたいと存じます。

町管理の11河川の河床土砂排除については、災害を未然に防ぐよう、町で現地調査をしながら、随時対応してまいりたいと存じます。以上です。

- 議長（伊藤福章君） 4番熊谷隆一君、再質問ありますか。（「はい」の声あり）許可します。
- 4番（熊谷隆一君） ただいまの答弁で理解したところでありますけれども、真昼川については、まずだれが見ても看過できないといえますか、非常にひどい状態になっておりますので、やはり財政難ということは県も町も同じでありますけれども、やはりそうした取り組みといえますか、計画については、もう少し踏み込んだ情報を、特に地域住民等に提供していただきたいと思うわけがあります。
- 議長（伊藤福章君） 町長、答弁願います。
- 町長（松田知己君） 県の方でも予算措置の関係があるとは思いますが、県との事務調整の中でいい情報を入手し次第、地元の方にも情報提供するように努めてまいります。
- 議長（伊藤福章君） よろしいですか。（「これで一般質問を終わります」の声あり）
これで4番熊谷隆一君の一般質問を終わります。

◇ 福 田 守 君

- 議長（伊藤福章君） 次に、2番福田 守君の一般質問を許可いたします。2番福田 守君、登壇願います。

（2番 福田 守君 登壇）

- 2番（福田 守君） 通告に従いまして、今定例会、2問について一般質問をしたいと思っております。

今回の質問事項については、先般本会議初日に町長の施政方針の中に多数触れられておりましたけれども、私の方からは細部にわたり、具体的な内容を質問したいというふうに思います。

まず、最初の1点目ではありますが、合併後の財政難と今後の対策についてお聞きしたいと思います。

合併後2年が過ぎ、予想以上に財政が逼迫しております。現在目で見える形では多くの補助金、給与のカットでしのいでおりますが、これだけでは決して長く続かないと思っております。

今後公共施設の統廃合、早期に進めるべきと思っておりますが、どのように考えているのか、具体的にお知らせ願いたいというふうに思います。

この公共施設、一番の問題は、分庁方式であります。本来であれば、人口2万3,000人強、面

積においては旧西仙北町と同じと考えると、1庁舎で十分なわけでありますが、合併ということで、現庁舎を十分活用することは、非常に大事であります。

また、本庁1庁舎方式でやりますと、職員数や財政のことを考えると大変難しいと思います。合併時の目標でありました300人の職員数を10年で200人体制にするという目標でありました。しかしながら、平成18年度、平成19年度、平成20年度で職員数が目標に近い数になるのではないのでしょうか。したがって、1庁舎70ぐらいの職員の配置になると思います。このまま3庁舎が従来どおり機能いたしますと、庁舎の維持費、管理費は、莫大なものがあります。

また、庁舎当たりの職員数の減により、サービスの低下、効率面、財政の悪化にもつながります。メリットもほとんどなくなるのではないのでしょうか。

大変難しい問題ではあります。今後の分庁方式について、町長のお考えをお聞きいたします。

また、合併前の継続事業や計画、合併後の長期計画や財政計画も見直さなければいけないのではないかと思います。

この件に関しても、町長の施政方針の中で触れられ、町長は、十分考えられていると思いますが、特に、今国会に提出されます自治体健全化法案であります。この法案が今国会で成立すれば、来年度より施行されるわけでありますが、今までは赤字比率のみの指標で判断されておりましたが、今法案は、自治体が出資する公社、三セクも合わせた連結債務残高の指標もチェックするということになるようです。

したがって、六郷サテライトは、三鷹市など、自治体がいち早く切り離したのではないのでしょうか。

そのようなことを考慮しますと、長期計画、財政計画など、早目に見直すことが必要と思います。町長の具体的なお考えをお聞きいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

公共施設については、旧町村でそれぞれ使用管理しているものを引き継いでおりますし、設置目的を同じくする施設が旧町村単位に存在し、現在はほぼ従前と同様に管理運営している状況は議員ご指摘のとおりです。

しかし、合併の意義や目的を考慮するとともに、想定以上に財政が逼迫している中で、今後の政策財源の確保を見通しますと、現在のまま施設を管理運営していくことは厳しいというふうに認識するのも議員ご指摘のとおりです。

そのため、施政方針では平成19年度中に公共施設のあり方を検討する旨を述べさせていただいたところです。

具体的には、現在町で管理運営している施設の整備年次と施設の状況、利用状況と管理運営経費等の調査を行うとともに、関係各位等とも意見交換をしながら、今後のあり方を煮詰めてまいりたいと考えており、できるだけ早期にその方針をまとめるように努めてまいります。

また、分庁方式につきましても、議員ご指摘のとおり、旧町村における役場庁舎が合併後も存在することから、町民の安心感確保という観点で、大きな役割を果たしてきたと認識しておりますが、合併後の不安感が次第に解消されてきている中、さらに議員ご指摘のとおり、職員が漸減している中で、今後とも円滑な業務推進を果たしていくには、この方式を維持することは困難と存じますので、役場分庁舎についても公共施設のあり方検討の中で今後の方向性をまとめてまいりたいと考えております。

それから、合併後の新町長期計画及び財政計画の見直しについてですが、町では町勢発展に向けて計画的に事業を推進したいために、平成17年度を初年度とした美郷町総合計画を策定しましたが、この計画は、中長期的な財政見通しのもと、新たな住民ニーズを踏まえるとともに、新町建設計画との整合性に留意しながら、策定したものです。

この総合計画では基本計画で示した施策を事業として具体化するとともに、3年期間の実施計画を毎年ローリングすることにより、緊急性や住民ニーズ、財政環境などの変化を踏まえた見直しも含めて、事業の進行管理を行う仕組みにしております。

したがって、総合計画に沿いながらも、毎年の環境変化を踏まえて、見直すべきは見直しをしながら、事業展開を推進している状況でありますことにご理解をお願い申し上げます。

また、平成19年度は、美郷町総合計画の前期基本計画の中間年に当たることから、総合計画における各種施策に対する住民評価や今後の実施計画策定に当たっての基礎資料とするために、住民アンケートを実施し、美郷のまちづくりの将来増である「町民だれもが住んでよかった、住みつづけたいと思えるまち」の実現を目指すつもりでありますので、こうした取り組みを通じ、基本的な方向は堅持しながら、見直すべきは見直す姿勢で町政運営に臨んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（伊藤福章君） 2番福田 守君、再質問ありますか。

○2番（福田 守君） 再質問ではありませんが、一言。

私は、ご存じのように、美郷町の1議会議員であります。したがって、町政に対して立案したりとか、財政に深くマニフェストをもって突っ込むわけにはいかない立場でありますけれども、

提案、提言だけはできるんじゃないかなと思ひまして、一言提言させていただきたいというふう
に思ひます。

それは、今般給食センターが二つになつたわけです。北と南というふうになつたわけですが
ども、私は、この庁舎の問題について、今年度も大分職員数も減るし、来年度も大分減るし、3
年度でほぼ減るんじゃないかなと。しかも、今度5万人規模で教育委員会も変化してくるとい
中で、やはりどうしても3庁舎を維持するというのは非常に大変だといふふうなことで、やはり
現在のこの庁舎、千畑庁舎を北庁舎と位置づけ、また、仙南の庁舎を南庁舎と位置づけて、暫
時六郷庁舎を閉鎖すると。そして、再度町政が最も財政もある程度安定したら、ちょうど美郷の
中心部となりますと、真ん中辺となりますと、六郷地区になるかと思ひますけれども、そのとき
に本庁舎を建設するという考えはどうかといふふうなことで、これは、答弁必要ないんですけ
れども、提言、提案させていただきたいといふふうに思ひます。

次に、2点目の質問ですが、少子化問題であります。

ご存じのように、少子化問題については、全国的に少子化であり、社会問題ともなつてい
ころで、秋田県においても全国トップクラスで少子化が進んでおります。当町においても、私が
言うまでもなく、少子化が進んでいるわけであります。

一部報道では、平成17年度においては少子化が一時的に横ばい、下げどまりが見えると言
ておりますが、平成18年度以降また少子化が進んでくると予測されているようです。

ただし、当町においては、生まれてきたならば、乳幼児医療、幼保一体の子育て支援、学校の
耐震問題、問題があれば、見守り隊など、素早く対応する。大変評価が高いものと考えており
ます。

今後も子育て、または、子供のふえる環境づくり、住宅問題、結婚問題について今までど
り努力して頑張ってほしいといふふうに思ひます。

さて、今回私が質問しますのは、少子化のための学校統廃合問題であります。

本来であれば、少子化問題については、教育長への質問ですが、事統廃合問題ですので、あ
えて町長に質問させていただきます。

現在学務課のパソコンのキーを打つたなら、平成19年度入学、六、七年後の入学者の人数が
すぐに出てくるわけでありまして。また、10年後も予測が立つわけでありまして。

私は、できることならば、地域と共有し、伝統のある学校を守りながら、このままの姿で子
供たちに学んでほしいわけでありまして、問題の一つに、私は、学校教育は知識を教えるとともに、
集団生活の中で組織の一員として自分の役割、立場を自然の形で理解しながら、将来社会の組織

の一員として育つことが大事と考えております。

本来国で定める40人学級が望ましいのでありますが、県、市町村では30人学級、そして、20人学級を目指しているわけでありますけれども、事当町においては、もうすぐ複式学級になるのではないかという住民の声も聞こえてきます。

このような中で、秋田県内でも統合がどんどん進んでおります。近くは、もう羽後町、仙北市の角館等でも統合になっております。

さらに、平成19年度予算を見ますと、小・中学校の改修、備品交換、導入整備など、今定例会にも1億数千万円が必要になっております。今後毎年度のように経費が必要になると考えられます。

このようなことから、町長も学校の再編に向けての施政方針でありましたけれども、このことについて、細部に具体的に説明されるよう質問いたします。

また、今般統合になりました給食センターでありますけれども、今回は人数に合った処理能力により、2センターでできるわけでありますけれども、生徒数が少なくなり、処理能力が1センターでも可能になった場合は、再度統合もあるのかお伺いするものであります。

統合についての、特に小学校の統廃合についての質問であります。よろしくお願いします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

少子化についてですが、現在町内の小・中学校児童・生徒数は1,817人で、10年前に比較しまして868人が減少しています。

今後も子供の数は減少し続け、平成24年度においては今年度よりさらにおよそ320名減少し、1,497名となる見込みで、単純に計算しますとおよそ9クラスが減少することとなります。

特に小学校においては、1学級十数人の極少学級や複式学級が生ずるなど、学校規模は大幅に縮小する見込みです。

現在のところ、いずれの学校においても特色ある教育活動を展開し、学校を活性化させながら、子供一人一人に応じたきめ細やかな学習活動を工夫して実践しておりますが、集団の中でそれぞれの発達段階に応じて社会性を育て、集団とのかかわりの中で豊かな人間力を育むことが学校教育の最重要課題であることを考えたときに、1学年1学級十数人規模あるいは複式学級での教育活動では限界が生じてくることも予想されます。

このような状況と観点から、平成19年度においては、学校と地域の関係も認識しながら、望ま

しい学校教育の将来構想について検討する委員会を立ち上げ、学区再編も視野に入れた望ましい学校規模や教育環境について十分に検討してまいりたいと考えております。

また、学校給食センターについてですが、現在の1施設における提供可能食数は、1,100食程度です。町内小・中学校の給食数は、少子化が続いたとしても1,500食程度は必要となりますので、また、先生等の分を加えますとさらに100食ぐらいが必要となりますので、1施設で賄うことは困難で、今後とも2センターで給食を提供してまいりたいと現段階では考えております。

なお、給食提供形態の違いなどにつきましては、設備更新時に再度検討しなければならない課題であろうと認識しております。以上です。

○議長（伊藤福章君） 再質問許可します。

○2番（福田 守君） 大体わかりました。

それで、今回の施政方針の中にも委員会を立ち上げることがございました。この委員会の構成団体、そのメンバー、それをいつ立ち上げるか。これをまず一つ。

それと、恐らく町長が答申をもらうわけでありませうけれども、その答申をもらう前の段階、町長が委員会にかける段階で、これは合併、統合、再編ありきで答申いただくのか、それとも何も白紙のままの状態でいろいろ論議してもらって、町長が判断するのか、ここら辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 委員会の立ち上げに関する委員の構成内容とか、設立時期につきましては、事業の内容でありますので、学務課長の方に答弁させますが、答申の内容について予見を持って臨むのかということについては、現段階では予見を持って臨むつもりはありません。客観的に今の状況を見据え、将来を考えた場合にどういった方向が望ましいのかということについて一つの提言をいただきたいと考えておりますので、予見を持ってそちらに誘導するようなことは考えてございません。以上です。

○議長（伊藤福章君） 学務課長。

○学務課長（高橋 薫君） 委員構成につきましては、平成19年度事業としておりますので、その後を考えたいと考えてございます。

基本的には、有識見者あるいはさまざまなものに、PTA関係等々を考えてございます。

それから、いつごろ立ち上げるかというご質問でございますけれども、まず、現状を理解していただくということも必要でございますので、その資料を作成したいと考えてございます。

その資料後に立ち上げたいと考えてございますので、基本的には7月以降かなと考えていると

ころでございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 2番福田 守君。

○2番（福田 守君） わかりました。これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤福章君） これで2番福田 守君の一般質問を終わります。

これにて昼食のため、午後1時10分まで休憩します。

（午後0時10分）

○議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後1時10分）

◇ 泉 美和子 君

○議長（伊藤福章君） 次に、8番泉 美和子君の一般質問を許可いたします。8番泉 美和子君、登壇願います。

（8番 泉 美和子君 登壇）

○8番（泉 美和子君） 質問に入る前に一言述べさせていただきます。

ご承知のとおり、私はこの一般質問が町議会最後の質問となります。皆様には長い間大変お世話になり、ありがとうございました。

それでは、質問に入らせていただきます。

町長の政治姿勢について、6点にわたり質問いたします。

国の三位一体改革により、地方自治体の財政運営が厳しさを強いられており、町民生活に与える影響も大きくなっています。

町長は、施政方針の中で財政的な合併効果を上回る規模で歳入を縮小させ、事業推進における町負担の増大をもたらし、行政経営により意を払わなければならない状況と述べておりますが、これが国のやり方であり、合併を強力に推進してきた国のねらいの本質もここにあると思うものです。

そこでお伺いいたします。

町政運営の基本方針の中で町長は、「合併の本旨に立ち返り、かつてはこうだったという認識を改め、公共施設のあり方についても根本から議論するなど、将来に向かって何に投資し、何を削減すべきかを改めて検討し、歳入規模に見合ったスリムな行政運営を模索していく」と述べていますが、合併の本旨とはどういうことかをお伺いいたします。

町民の中には「合併前に比べ住民サービス後退や負担増の方が目につく。合併前がよかった」という声もありますが、もし仮にこのような認識を改めるというのであれば、それは少し違うのではないかと考えるものですが、いかがですか。

スリムな行政運営ということについてむだがあるとすれば、むだをなくすことについては、もちろん賛成ですが、住民サービス後退にならないようにすべきです。

経費節減イコール効率性を追求すること自体は、住民の税金が財源の基本である以上、当然のことですが、経費節減を自己目的に住民の安全や生命、サービスを犠牲にすることのないようにすべきであり、かつてはこんなにより制度をどうしたら全町に広げられるのかを模索していくべきではないでしょうか。

平成19年度の主な取り組みの中で、可燃ごみの有料化について検討、調整とありますが、どのような検討をしているのかお伺いいたします。

全国的にはごみ袋に料金上乘せなどを行っているようですが、有料化イコール不法投棄の増加も心配されます。いずれ増税やたび重なる社会保障制度の改悪のもとで、住民の暮らしが日々厳しくなっています。これ以上の負担増は、極力避けるべきと考えるものですが、ご見解をお伺いいたします。

障害者自立支援法についてお伺いいたします。

国が一定の改善策をとったとはいえ、障害者サービスに応益負担を課するという自立支援法の性格が変わったわけではなく、2008年度までの経過措置となっています。障害者の負担軽減は、重要な課題です。応益負担から応能負担に戻させるとともに、特に低所得者、障害者家庭への支援を拡充することが急がれます。これまでも何度か質問してきましたが、町独自の軽減策を求めるものですが、いかがお考えでしょうか。

学区再編を視野に入れた学校教育の将来構想、望ましい学校規模のあり方や教育環境について検討する委員会の設置とありますが、学校の統廃合を視野に入れたものと考えられます。統廃合については、慎重を期すべきと思いますが、どのように考えているのかお伺いいたします。

次に、目標管理制度についてお伺いいたします。

行政経営プランに基づいた目標管理制度を導入し、効率的な行政サービスの推進に係る取り組

みの実施とありますが、目標管理制度は、成果主義の根幹をなすものであり、人事や賃金に格差をつけることにつながり、住民サービス低下にもつながりかねません。

民間企業ではこの制度の導入により、職場で協力し合って仕事をする空気がなくなり、人間関係が壊れて、長時間労働で健康破壊が進んでいる。経営者が望んだやる気を起こさせるというのが全くできていない。むしろ失われている。こういう状態が起こっています。

川崎市では、昨年4月、人事評価制度を導入しました。住民に身近に接する職員の間で市の方針に沿って福祉を切り詰めることが評価につながるのではないかと懸念が出されています。

「市民の役に立つ目標を持って働くのはいい、しかし、お金を絡めて職員を競わせる仕組みになっていることが怖い」という職員の声が出ています。

川崎市では行革の流れの中でこの制度が導入され、「住民サービスを改善する目標もありますが、福祉の分野では財政効果を上げようと思ったら、サービスを切り詰めるか、負担をふやすしかない。これで市民の暮らしがよくなりますか」という職員の声も出ています。

職員が目標設定に頭を悩ませていた春先、評価者である管理職の職員も重い気分だったとのこと。「どんなに市民のために頑張ろうとしても、それを評価し、応援するような制度になっていない。むしろ評価ばかりに目が向き、住民のための仕事が成り立たなくなるか。自治体の仕事に成果主義が必要ですか」。このような声が出されています。

当町においても、例えば受益者負担金等に係る適正基準の設定において、施行上の注意として受益者負担金が増加することにより、利用率の低下や再造という悪循環が想定される。住民の理解を得る必要があるとされています。

また、人事評価制度の導入でも職員理解が肝要となるなどの施行上の注意が挙げられています。これらをどうクリアするおつもりなのかお伺いいたします。

最後の質問です。子育て新税についてお伺いいたします。

秋田県が県民納税者1人当たり年平均約6,200円の新税導入を盛り込んだ「子育て支援と教育充実を推進する将来ビジョン」を発表しましたが、改めて子育て税に対する町長の見解をお伺いいたします。

子育て新税導入に対して、その前に人件費を削るべきとか、歳出のむだを省くべき、あるいは慎重審議をなどと、さまざまな前提条件を出している人たちもいますが、子育て支援や教育は、本来国の責任で行うべきものであり、県民税に税率を上げて取ることは、この前提条件がクリアされれば、やむを得ないというものではないと考えるものです。

私ども共産党仙北地区委員会が住民アンケートを実施していますが、切実な声がたくさん寄せ

られています。「子育て税についてこれ以上の負担は困る」、「子育て支援や教育は、国が行うべきことなので、県がやることには反対」、「金がないから税を上げるといふなら、私でも知事になれる。もっとむだを省いて、新たな負担なしでやってもらいたい」など、新税を取ってまでやることには反対の声が圧倒的です。

今町民の暮らしは、小泉改革とそれを引き継いだ安倍内閣のもとで、増税、負担増が続き、日々苦しくなっています。町民の生活実感からしても、こういう中での新たな負担増は避けるべきです。ましてや、県民所得が年々後退し、全国最低水準の秋田県が全国に先駆けてやるべきことではないと考えるものです。

町民の暮らしを預かる首長として、県に対して新税導入を断念するよう働きかけるべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

今回は、基本となる説明がない中でのコメントは差し控えるということでしたが、基本方針が示されましたので、町長の見解をぜひ明確に述べていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、私の政治姿勢についての最初のご質問ですが、合併協時点から議論に参加されていらっしゃる議員はご存じのことと存じますが、地方分権社会への対応、少子高齢化社会への対応、そして、厳しい方向に変化している財政環境に対応することなどが合併の趣旨、つまり本旨です。

現在少子高齢化が一層進展し、さらに三位一体改革の推進に伴い、想定以上の厳しい財政環境にある中で、改めてその趣旨に立ち返って、美郷のまちづくりの事業や制度等を考え直していかなければならない状況にあるものと私は認識しておりますが、その際かつての取り組みや慣例などを基本に置いて振り返る視点ではなくて、望む美郷に向かって新たな観点での取り組みを創造する。あるいは、変化を受容する前向きな視点で対応していかなければならない旨を表現したつもりですので、ご理解をお願いいたします。

これも議員ご存じのとおりですが、合併に伴いサービス後退や負担増ととらえられる事業や制度もあれば、サービス前進、負担軽減ととらえられる事業や制度もあるのが現実です。それをひくくめて合併の趣旨に立ち返って考えることが必要になっているとの認識です。

私を含め、行政に携わる者だけ1人としてサービス後退や負担増を喜んで臨む者はありません。しかし、現実に財政に限りがある以上、また、社会環境や住民ニーズが刻々と変化、多様化して

いる以上、大義名分の軸がぶれないよう、常に念頭に置きながら、その時々状況に応じて見直しを行い、その時点で見通せる将来を見据え、町が破綻しないように最善の対応をして、住民福祉の向上に努めていくのが行政に携わる者の責務であると私は認識しております。

次に、ごみの有料化についてのご質問ですが、ごみの搬出量については、これまで減量を図るための施策として、生ごみ処理機の処理費に対する助成や再資源化を推進してきておりますが、残念ながらごみの排出量はふえ続けており、平成17年度は平成16年度に対して6.5%増、平成18年度見込みは、平成17年度に対して4.7%増となる見込みです。

大仙・美郷環境事業組合では、これらごみ処理に対応するため、新処分場の整備工事に着手したところですが、構成市町及び環境事業組合では、こうした状況をかんがみ、ごみの発生抑制、資源化を推進する観点で、平成18年度からごみ処理有料化について具体の検討に着手している状況です。

その内容については、県内市町村の取り組みを参考にしながら検討しておりますが、現段階では答弁できる内容にありませんので、今後さらに検討を重ね、方針等が固まり次第ご説明したいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

また、有料化に伴う不法投棄への懸念についてですが、基本的にはモラルの問題ですので、モラルを信じたいわけですが、なお一層意識啓発に努めるとともに、不法投棄監視員による活動の継続や清掃ボランティアの活動推進などで防止に努めてまいりたいと存じます。

また、住民負担についてですが、有料化はどうしても負担増の方向に向くものと存じますが、他自治体を参考にしながら、大仙・美郷の住民各位からご理解をいただける内容にまとめるよう検討の際には留意してまいりたいと存じます。

次に、障害者自立支援法についてですが、昨年4月、障害者がある能力及び適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができることを目的に、障害者自立支援法が施行され、それまでの保護を中心とした施策から自立に向けた施策へと大きく制度が変わるとともに、利用者負担の仕組みも変わり、サービス利用者は、食費など実費負担のほか、サービス利用料の1割を負担することになりました。

この制度改革については、障害者団体などから利用者負担などについて見直しを求める意見が多く、議員ご指摘のとおり、国でも平成19年度4月から制度の円滑な運営のため、障害者自立支援法円滑施行特別対策を実施することになったものです。

今回の措置は、通所や在宅利用者の1割負担上限額を2分の1から4分の1に引き下げることや、工賃を得ている入所者の工賃控除の拡大、利用料の日割り化に伴い、減収している事業者に

に対する激変緩和措置などですが、負担上限額軽減の対象世帯が10万円未満の所得割課税世帯まで拡大されていて、所得に応じた4区分の負担上限額という応益と応能の組み合わせによる利用者負担は、応能により配慮したものになっています。

障害者自立支援制度は、法律による国の制度であり、制度上の問題は、国が責任を持って改善すべきものと考えていますが、町としても障害者の方々の意見、要望に耳を傾けながら、地域の実情に応じた円滑な制度運営に努めているところです。

以前にもお答えしたとおり、低所得者対策として、負担上限額の設定や定率負担の個別減免、食費、光熱水費等に対する補足給付のほか、今回の改善策による負担軽減が図られておりますので、現在は町の独自の軽減は考えておりません。

なお、経過措置後の独自施策については、今後の国の動向などにも注視しながら、改めて判断したいと考えております。

次に、学校教育将来構想についてのご質問ですが、町内における少子化の現状や児童・生徒数、学級規模の推移については、さきの一般質問への答弁にてお答えしたとおりで、児童・生徒数は減少し、学校の小規模化がますます進んでおります。

このような現状や推移をご理解いただくとともに、適正な学校規模や美郷の教育環境のあり方について検討してもらうための委員会を立ち上げ、今後の新しい時代を展望した教育あるいは教育環境の整備のあり方について提言をいただき、方向性を見出したいと考えております。

もちろん、議員ご指摘のとおり、その議論には学校の統廃合につながることも視野に入れなければならないものと考えておりますが、地域と学校の関係なども認識しながら、慎重を期した進め方になるよう留意してまいりたいと存じます。

次に、目標管理制度についてのご質問ですが、限られた人や財源、資源などで行政のあるべき姿を求めた場合、職員能力の向上は不可欠です。私どもの導入する目標管理制度は、職員能力と職員間のコミュニケーションの向上を目的としておりますので、議員ご指摘の人事や賃金に格差をつけることを前提にはしておりません。

よしんば、制度が成熟し、将来的に人事効果制度への位置づけを考慮したとしても、住民サービスの低下につながるものにはならないだろうと思います。

例として挙げられた受益者負担等に係る適正基準及び人事評価制度の導入についての施行上の注意の件ですが、これは、組織を横断して立ち上げた職員のワーキンググループからの報告で、それを行政経営プランの参考資料として記載したものです。

報告を受けた内容は、その意義をプランに反映させておりますが、そのまま実施するというこ

とではありませので、参考資料として位置づけております。

今後具体化の過程においてどのように展開していくかを検討、さらに、内容をご理解いただけるように配慮してまいります、いずれにしてもプランの実施に当たっては、関係者と協議を重ね、ご理解いただきながら進めたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

最後に、子育て税についてですが、1月15日、六郷庁舎において各種団体等の代表の方々とともに、県の子育て税について説明を受けました。議員は、ご参加されていらっしゃるようでしたので、県の説明及び議論の内容はご存じかどうかわかりませんが、私にとりましては、一般財源で担うべき業務と特定財源で担うべき業務の定義づけや負担と受益の関係、税を求めることを理解できる独自性の高い施策であるのかなどについて、残念ながら具体が見えない説明であり、会議の最後に、同様の趣旨を発言させていただいております。

現在子育て支援と教育充実を推進する将来ビジョン（骨子案）が策定され、公表されておりますので、一部については、具体が見えてきた部分もあるものの、以前として不明の部分もあり、もう少し説明を伺いたい側面があります。

また、事業メニューには既に美郷町が町単独で実施している施策もあり、このビジョンが推進されれば、県負担分が町の負担軽減につながる可能性もあるわけですが、だからといって、すべてを理解するものでもありません。不明の部分、例えば目的税が背負うべき受益と負担の関係整理や事業メニューを貫く県としての少子化対策への思想理念、さらには実施主体となる市町村負担に対する県の考え方など、さまざまな点についてもっと具体の説明が必要であり、県にはさらに説明をしてもらいたいというのが現時点での私の見解です。

現在県議会においてこの問題の議論がなされておりますが、私としましては、その質疑応答で不明点が解消できるよう期待しているとともに、県から実施主体となる町村に対して一層の説明機会を持っていただくよう働きかけてまいりたいと存じます。以上で答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君） 8番泉 美和子君、再質問ありますか。

○8番（泉 美和子君） 再質問はありません。

一言済みません。

子育て支援ですけれども、新聞報道ですけれども、ちなみに大館市長は、新税が導入されて、充実強化策が実施されれば、市も応分の負担が必要となり、財源の捻出が困難となるおそれがあるということを述べていますけれども、その点について町長いかがでしょうか。再質問はないといいながら、ごめんなさい。その点を私は町としてもこういうことが懸念されると思うんですけれども、今後ぜひこういうことも考えていただいて、態度をぜひ県に対しこういう導入断念の意

見を述べていただきたいと要望して終わります。

○議長（伊藤福章君） これで8番泉 美和子君の一般質問を終わります。

◎散会の宣言

○議長（伊藤福章君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

明日午前10時より本会議を再開いたします。

ご苦労さまでした。

（午後1時35分）

